

あなたの力を
市政のために

市職員採用資格試験のお知らせ

試験区分	第一次試験日	会場
社会人	6月18日(土)	市立観光館(下白銀町)
上級・保健師	6月19日(日)	県立弘前工業高等学校(馬屋町)

▼**申し込み方法** 人事課(市役所2階)または市ホームページで配布している受験申込書・受験票

に必要な事項を記入の上、5月31日(火・必着)までに、郵送か窓口で持参で提出を。
※試験案内は、市ホームページに掲載しています／応募用紙は返却しません。

■**問い合わせ・申込先** 人事課人事研修係(〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1119)

あなたの声を
教育行政へ反映

弘前市社会教育委員を募集

社会教育行政に広く市民の皆さんの意見を反映させるため、社会教育委員を公募します。

▼**応募資格** 18歳以上の市民(市議会議員、市職員(退職者を含む)、市の他の附属機関の委員は除く)で、任期中4~6回、平日の日中(2時間程度)に開催する会議に出席できる人

▼**募集人員** 2人

▼**募集期限** 6月8日(水・必着)

▼**委員の職務** 社会教育の諸計画の立案、青少年の特定事項に関する助言・指導など

▼**任期** 8月1日から2年間

▼**報酬など** 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費を支給

▼**応募方法** 応募用紙に①・②の事項を記入の上、郵送、持参またはEメールで提出してください。
①住所、氏名(フリガナ)、生年月日、性別、職業、電話番号、Eメールアドレス、主な職歴

②「地域の発展を支える人づくりを実現する社会教育について、あなたが考える具体的な方策」または、「少子高齢化やグローバル化、情報化などの社会変化を捉えた新たな学習機会の創出が求められる中、あなたが考える社会教育の果たす役割」をテーマにした小論文(応募動機を含む800字程度、最初に選択したテーマを記入)

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、生涯学習課、市民課総合案内(本庁舎1階)、各市立公民館、弘前図書館、市立博物館、総合学習センターで配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

▼**選考方法** 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知します。

■**問い合わせ・提出先** 生涯学習課(〒036-1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎2階、☎82-1641、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp)

弘前市市民活動保険制度

市では、「弘前市協働によるまちづくり基本条例」に基づいて、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動ができるように、事前申し込みが不要の保険制度を実施しています。

▼**対象** 市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が行う活動に参加するボランティア、スタッフ、個人でボランティア活動を行う市民

▼**補償内容**

- 傷害保険**…活動者自身が活動中に事故でけがをしたとき(事故発生から180日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る) = 2,000円~500万円
- 賠償責任保険**…活動者または活動団体の過失に

■**問い合わせ先** 市民協働課(☎40-7108)

より他人にけがをさせた場合や、他人のものを壊して損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合 = 1事故最大2億円

※対象となる活動や、制度の詳細は市ホームページ(QRコード)で確認を。



▼**ボランティア活動の例**



〈町内の草刈り活動〉 〈防災活動〉 〈河川などの清掃活動〉

不明な点は
問い合わせを

市民税課からのお知らせ

【**市民税・県民税に関する証明書の発行について**】

令和4年度(令和3年中の所得分)の市民税・県民税「所得・課税証明書」を6月10日(金)から発行します。申請の際には、申請者本人(窓口に来た人)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を持参してください。なお、代理人(同居の親族を除く)が申請する場合は、委任状または同意書が必要です。ただし、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証を提示する人が同居のパートナーの分の証明書を取得する場合は、委任状・同意書が不要です。

▼**交付窓口** 市民税課(市役所2階)／市民課(市役所1階、総合窓口)／総合行政窓口(駅前町、ヒロロ3階)／岩木・相馬総合支所民生課／市民課城東分室(末広4丁目、総合学習センター内)／各出張所

▼**受付時間** 平日の午前8時30分~午後5時
※総合行政窓口…平日=午前8時30分~午後7時／土・日曜日、祝日=午前8時30分~午後5時。

▼**手数料** 1通 = 300円

【**税額決定／納税通知書の送付について**】

市民税・県民税が課税となる人に、新年度の「市民税・県民税税額決定／納税通知書」を6月10日(金)に発送します。

なお、市民税・県民税が給与から天引きされる人は、勤務先から特別徴収税額の決定通知書が配布されます(事業所には5月19日(木)に発送)。問い合わせの際は通知書番号(宛名番号)を確認

認しますので、通知書をご用意ください。

【**公的年金等からの天引き(年金特別徴収)**】

4月1日現在で65歳以上の公的年金等の受給者は、原則、公的年金等にかかる市民税・県民税が公的年金等から天引き(年金特別徴収)されます。

今年度から年金特別徴収が始まる人(昨年度に特別徴収が中止になり、今年度から再開する人も含む)は、今年度の市民税・県民税の2分の1を納付書で納めることとなります(普通徴収)。残る2分の1は10月、12月、翌年2月の公的年金等から天引きされます。

【**3月16日以降に申告書を提出した人へ**】

3月16日以降に所得税の確定申告書および市民税・県民税の申告書を提出した人は、その申告内容が当初の「市民税・県民税税額決定／納税通知書」に反映されていない場合があります。その場合は、6月下旬以降、対象の人に税額変更通知書を送付し、お知らせします。

また、所得・課税証明書についても同様に、申告内容が反映されていない場合があります。所得・課税証明書を窓口で取得する際には、窓口でご自身で内容を確認の上、取得してください。

■**問い合わせ先** 所得・課税証明書について…市民税課諸税係(☎35-1117)／給与特別徴収、年金特別徴収について…市民税課市民税第一係(☎40-7024)／市民税・県民税、普通徴収について…市民税課市民税第二・第三係(☎40-7025、☎40-7026)

5月18日(水)
午前11時ごろ

防災行政無線の試験放送を行います

※防災行政無線アプリでは配信されません。



地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を全国一斉で行います。当市では、市内各所に設置している防災行政無線から試験放送が流れます。今年度は計4回の試験が予定されており、今回は1回目です。

▼**とき** 5月18日(水)、午前11時ごろ

※気象状況などによって中止することがあります。

なお、防災行政無線の内容を確認する場合は、無料のテレホンサービス(☎40-7110)をご活用ください(サービス料は無料ですが、通話料が発生します)。

■**問い合わせ先** 防災課(☎40-7100)